



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年2月7日金曜日 第2543号

◇ 目 次 ◇

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可... (市町振興課)61

救急病院の協力申出(2件)..... (医療対策課)61

指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課)62

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... (農地整備課)62

保安林予定森林にする旨の通知..... (森林整備課)62

保安林予定森林..... (")62

落札者等の告示..... (土木管理課)63

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (中予地方局環境保全課)63

道路の区域変更(県道松山港内宮線)..... (中予地方局管理課)65

道路の供用開始(県道伊予松山港線)..... (")65

道路の供用開始(県道三坂松山線)..... (")65

道路の区域変更(一般国道378号)..... (南予地方局管理課)65

道路の供用開始(")..... (")65

道路の供用開始(県道十和吉野線)..... (")66

指定道路の指定(2件)..... (南予地方局八幡浜土木事務所)66

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課)66

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示..... (消防防災安全課)67

消防設備士試験の実施に関する公示..... (")67

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第130号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合の規約の変更を許可した。

平成26年2月7日

愛媛県知事 中村時広

1 増減等の内容

(1) 増減内容

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である内山衛生事務組合の解散に伴い、平成26年3月31日をもって内山衛生事務組合を愛媛県市町総合事務組合から脱退させ、また同日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である伊予市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させる。

(2) 規約の変更事項

上記の増減内容に係る規定の変更

2 増減等の年月日

(1) 増減年月日

平成26年4月1日

(2) 規約の変更年月日

平成26年4月1日

3 増減等の許可年月日

平成26年1月29日

○愛媛県告示第131号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成26年2月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
今治市医師会市民病院	今治市別宮町七丁目1番40号	一般社団法人今治市医師会	平成29年1月24日まで

○愛媛県告示第132号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成26年2月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
横山病院	西条市小松町新屋敷甲28 6番地	医療法人倅清会	平成29年 1月31日 まで

○愛媛県告示第133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
山内クリニック	新居浜市松木町3番37号	医療法人山内クリニック	精神通院医療	平成26年 1月1日
オレンジ薬局	西予市三瓶町朝立2番耕地1-45	有限会社しみず調剤薬局	精神通院医療（薬局）	平成26年 1月1日
ひなた調剤薬局	松山市本町六丁目3番地 リマージ本町ビル1階	株式会社エラム	精神通院医療（薬局）	平成26年 1月1日

○愛媛県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西宇和郡伊方町仁田之浜、河内、湊浦、小中浦、伊方越、亀浦、中浦、川永田、豊之浦、九町、二見、塩成、三机、川之浜、足成、大久及び大江地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成26年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・伊方地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成26年 2月10日から 3月10日まで
- 縦覧場所
伊方町役場本庁及び瀬戸総合支所

○愛媛県告示第135号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡鬼北町大字日向谷1570、1572、1593、1607の1、1611の1
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第136号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所
東温市滑川字伊野曾甲838の1、甲838の3、甲839、字シロヘ山丁24、字氷谷山丁25、河之内字井ノ曾甲133、甲134、甲136から甲140まで、甲142の2、字水谷乙232の1、乙232の2、乙233、乙234、乙236、乙237の2、乙239の1、乙239の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字伊野曾甲838の1・甲839・字シロヘ山丁24・字井ノ曾甲133・甲134・甲138・甲139・字水谷乙232の2・乙237の2（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字伊野曾甲838の3、字氷谷山丁25
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第137号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
市道坂下津1号線 九島大橋(上部工)建設工事	愛媛県土木部管理局土木管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年 1月16日	市道坂下津1号線 九島大橋(上部工)建設工事 三菱・宮地共同企業体 広島県広島市中区江波沖町5番1号	2,695,464,000	一般競争入札	平成25年 9月13日

○愛媛県告示第138号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び東温市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 2月 7日

愛媛県中予保健所長

竹之内 直 人

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター
東温市横河原366
院長 岩田 猛
- 工場の名称及び所在地
独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター
東温市横河原366
- 特定施設に関する事項
(1) 91サービス棟(洗濯場)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第68の2号 口洗浄施設	
特定施設の能力	標準洗濯容量6.0キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成26年5月末日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	8時30分~17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	1時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 - 最大 7.2~7.4
	化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 180

浮遊物質(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 25
窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 41
りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位:立方メートル)	通常 - 最大 0.1

備考 緊急でタオル等が必要となる場合のみ使用

(2) 91サービス棟(看護師休憩室浴室)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第68の2号 八入浴施設	
特定施設の能力	浴槽容量210リットル×4基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成26年5月末日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	15時~19時	
特定施設の1日当たりの使用時間	30分	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.9~7.8 最大 7.4~7.8
	化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 15
	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 3

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.7 最大 0.7

(3) 91サービス棟 (看護師休憩室浴室)

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第68の2号 八入浴施設	
特定施設の能 力	浴槽容量245リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成26年5月末日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	15時~19時	
特定施設の1日当たりの使用時間	30分	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.9~7.8 最大 7.4~7.8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.2 最大 0.2	

4 汚水等の処理施設に関する事項

92総合汚水処理施設

設 置 年 月 日	昭和52年 6月18日
処 理 施 設 の 種 類	生物処理
処 理 施 設 の 型 式	硝化液循環活性汚泥方式
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 35.4メートル 横 25.5メートル 高さ 6.6メートル
処 理 施 設 の 能 力	5,160人槽

汚水等の処理の方式	硝化液循環活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 220	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 250	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 10 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5	通常 1 最大 2
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 180 最大 465.1	通常 180 最大 465.1

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 180 最大 465.1	

備考 この他に、雨水排水口・雨水排水ますが6箇所ある。

○愛媛県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山港内宮線	松山市高浜町六丁目1777番2	旧	メートル 13.0～17.0	キロメートル 0.093	
			新	17.9～30.6	0.093	

○愛媛県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町41番地2地先から 同町321番地6地先まで	平成26年 2月 7日

○愛媛県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市窪野町乙46番3から 同町乙45番3まで	平成26年 2月 7日

○愛媛県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	宇和島市吉田町法花津字宮ノ浦1番耕地174番2から 同字1番耕地194番2まで	旧	メートル 11.2～25.8	キロメートル 0.075	
			新	14.6～71.0	0.075	

○愛媛県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 2月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	宇和島市吉田町法花津字宮ノ浦1番耕地174番2から 同字1番耕地194番2まで	平成26年2月7日

○愛媛県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年2月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川704番2地先から 同大字701番2まで	平成26年2月7日

○愛媛県告示第145号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年2月7日

愛媛県南予地方局長 三好伊佐夫

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成26年1月29日
- 3 指定道路の位置
大洲市白滝甲726番1
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 61 20メートル
 - (2) 幅員 4 30メートル

○愛媛県告示第146号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年2月7日

愛媛県南予地方局長 三好伊佐夫

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成26年1月30日
- 3 指定道路の位置
大洲市大洲字三ノ丸880番69の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 30 36メートル
 - (2) 幅員 4 80メートル

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年2月7日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年1月28日	NPO法人 ライフサポートアゴラ	相原輝久	松山市桑原3丁目12番26号 リヴェール桑原202号	この法人は、広く一般市民に対して、経済的に不安を抱える家族（共働き家庭、ひとり親家庭）等の子育てを支援する事業の一環として、子どもに対する学習指導、コミュニケーション能力アップのためのイベント実施、子育てに関する講演会・セミナーの開催及び調査・研究事業、情報誌・機関誌の発行及びホームページの開設による普及啓発事業を行い広く普及を図るとともに、様々な分野で活動している団体との子育てに関するネットワークを構築することで子どもの健全な育成を行う。また、企業や団体との連携で雇用拡大・就業支援を行うなど共に支え合う豊かな子育て環境づくりと、安心して子育てが出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする。

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5 第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。
平成26年 2月 7日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 鈴木 良 一

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第 1 回	平成26年 6月22日(日) 開始時刻 10時	書面申請 4月14日(月)から 4月24日(木)まで	書面申請 (一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 T E L . 089 - 932 - 8808 F A X . 089 - 935 - 4484 受付時間 8 : 45 ~ 17 : 00 (土日、祝日を除く。) 電子申請（問い合わせ先） (一財)消防試験研究センター 企画研究部電子申請室（本部） T E L . 0570 - 07 - 1000 (専用) 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00 (土日、祝日を除く。)	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
		電子申請 4月11日(金)から 4月21日(月)まで		
第 2 回	平成26年 10月26日(日) 開始時刻 10時	書面申請 9月1日(月)から 9月11日(木)まで		
		電子申請 8月29日(金)から 9月8日(月)まで		
第 3 回	平成27年 2月8日(日) 開始時刻 10時	書面申請 12月5日(金)から 12月15日(月)まで		
		電子申請 12月2日(火)から 12月12日(金)まで		

2 受験地・所在地・試験会場及び試験の種類

区 分	受験地	所 在 地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	備 考
第 1 回	新居浜市	北新町8-1	新居浜工業高等学校	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	平成26年度から今治工業高等学校でも全種類の試験を実施します(第1回・第2回のみ)。 試験会場は、人数等の関係により他の場所に変更することがあります。
	今 治 市	河南町1-1-36	今治工業高等学校	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	
	松 山 市	真砂町1	松山工業高等学校	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	
	八幡浜市	古町2-3-1	八幡浜工業高等学校	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種	
	西 条 市	周布650	東予高等学校	乙種4類(科目免除なしの場合のみ)、丙種	
	宇和島市	吉田町北小路甲10	吉田高等学校	乙種4類(科目免除なしの場合のみ)、丙種	
第 2 回	第1回と同じです。				
第 3 回	松 山 市	文京町3	愛媛大学	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種(対象：高校生以外)	
		真砂町1	松山工業高等学校	甲種、乙種1・2・3・4・5・6類、丙種(対象：高校生)	

3 受験願書用紙・受験案内等の配付

(一財)消防試験研究センター愛媛県支部
愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
愛媛県各地方局消防防災安全室及び各地方局支局総務県民室
松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9 第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。
平成26年 2月 7日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 鈴木 良 一

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第 1 回	平成26年 8月17日(日) 開始時刻 10時	書面申請 6月23日(月)から 7月3日(木)まで 電子申請 6月20日(金)から 6月30日(月)まで	書面申請 (一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL . 089 - 932 - 8808 FAX . 089 - 935 - 4484 受付時間 8 : 45 ~ 17 : 00 (土日、祝日を除く。)	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第 2 回	平成27年 1月11日(日) 開始時刻 10時	書面申請 11月4日(火)から 11月14日(金)まで 電子申請 11月1日(土)から 11月11日(火)まで	電子申請（問い合わせ先） (一財)消防試験研究センター 企画研究部電子申請室（本部） TEL . 0570 - 07 - 1000 (専用) 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00 (土日、祝日を除く。)	

2 受験地・所在地・試験会場及び試験種類

区 分	受験地	所 在 地	試 験 会 場	試 験 の 種 類
第 1 回	松 山 市	文京町3	愛媛大学	甲種 特・1・2・3・4・5類、乙種 1・2・3・4・5・6・7類
第 2 回	第1回と同じです。			

3 受験願書用紙・受験案内等の配付

(一財)消防試験研究センター愛媛県支部
 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
 愛媛県各地方局消防防災安全室及び各地方局支局総務県民室
 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部